

第 1 回大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会(9 月 12 日)の 議論に関して寄せられたご意見

I 「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会 (第 1 回) 議事要旨」について、
疑問があります。

学術会議心理学・教育学委員長の「(臨床心理士は) 大学院の修士 2 年間で得られる資格だが、学部でどういう教育を受けていても、2 年間だけ比較的簡単というか特殊な技法を学べば、心理学の非常に重要なベースがなくても取得できる体制になっている」という発言には、実状を反映しない、あるいは認識していない問題があります。

上記の発言は、たとえば法学部の出身者でも、臨床心理士養成の大学院に入学すれば、2 年間の教育を受けることによって臨床心理士の受験資格が与えられ、臨床心理士試験に合格すれば臨床心理士になることができる、という現状に対する批判を行っているものと推察されます。
この発言には、次のような重大な問題があります。

1. 心理学以外の専門領域の出身者が臨床心理士養成大学院に入学する割合はそれほど多くないはずであるが、そのことを無視しているので、議事要旨における発言はまるで臨床心理士養成大学院には主として心理学以外の専門領域の人が入学しているような誤解を与える。臨床心理士養成大学院に入学する院生のうち、心理学以外の専門領域の院生はどの程度の割合であることを知ったうえで発言しているのか。
2. ある専門領域の大学院への入学者が、学部では他専門領域の出身者であることは、それが著しい割合にならない限りは容認されており、むしろ学問の活性化にとってプラスになると考えられるが、議事要旨における発言は、臨床心理士養成大学院に入学する者は全員心理学専門領域の出身者であるべきとことを主張しているのであろうか。これは学部—大学院教育の関係の多様性・柔軟性を否定するものではないか。
3. 大学院への入学には、一定レベルの専門的知識・資質を測る試験が課せられるのが通例であり、臨床心理士養成大学院へ入学する他専門領域出身者も多大に努力してその試験をパスしているのである。また、臨床心理士資格試験自体にも、かなりの割合で心理学の基礎知識に関する試験問題が含まれているのである。議事要旨における発言は、臨床心理士養成大学院に入学する他専門領域出身者が心理学の基礎的知識を持っていないことを前提に行われているが、これは事実とは異なる。
4. 臨床心理士は臨床心理学の実践という特殊な仕事に従事している。そのために臨床心理学に関する知識・技能を持ち、かつ臨床実践を行なうに相応しい資質を持つ必要があるが、実験心理学をベースとする心理学の基礎的知識をどの

範囲・レベルまで持つ必要があるのかについては、慎重な検討を必要とすると思われる。少なくとも、この問題を「心理学」の名称だけで括って処理することはできないと思われる。臨床心理士養成のためには、なぜ実験心理学をベースとする心理学の基礎知識が必要なかをきちんと説明すべきである。

(この点については、私自身は「必要」と考えているが、議事要旨の発言は、「心理学の非常に重要なベース」が臨床心理士養成のために欠かせないと考えられる根拠を示していないので、単に「心理学」の名称で括ろうとしているのではないかと疑問に思っている)

5. 「2年間だけ比較的簡単というか特殊な技法を学べば」という表現は、臨床心理士養成大学院におけるそうとうに過酷な(充実した)教育・訓練の実状を無視した発言である。たとえば私の大学の院生は、2年間で50単位に近い科目を履修するのが実態であり、「2年間だけ」「比較的簡単」「特殊な」という軽い表現で括られることには重大な疑義を感じる。

II 我が国の大学は規模、レベルともに千差万別であり、職業訓練校的なものから、世界をリードする科学者を育成しているところまである。このような大学をひとつの基準をあてはめて学士課程の教育を行おうとするのは極めて危険なことである。国が基準を定めて教育の質の保証をしようとすることは我が国の大学の画一化につながり、大学の自ら道を切り開いて発展しようとする力を削ぐことにつながる。いかなる改革も大学の自主性を十分に尊重するものである必要がある。さもなければ大学の質の低下を招くのは明らかであるため十分に慎重に議論を進める必要がある。